

京都教区 主教 高地敬 様
京都教区常置委員会 様

2008年1月21日

司祭による虐待事件 被害者側代理人 司祭 鎌田雄輝

京都教区、高地主教、武藤主教、古賀司祭に対する要望、その他を通達します。

武藤主教に関すること

1、原田のしたことを「了解した上で」、武藤主教が擁護したという点を認めて欲しい。

教区が加害者を不当に擁護したことを認めてくれないと、謝罪は受け入れられません。

第101（定期）教区会にて、高地主教はコメントを出されました。

その文章中に、「Aさんが告発された事柄について、…………… それがあまりにも信じがたい内容であり」とありますが、これは明白な誤りです。

武藤主教は、

1) 原田よりも、むしろ被害者の証言の方を信じており

2) 行為の内容についても、ほぼ認定していました。

証拠として、武藤主教の手紙を添付します。

手紙の中で、主教は再度の話し合いを求めています。

当時の常置委員会では再調査は行わないという結論に至ったことから、話し合いは実現しませんでした。

手紙が届いたのは2001年6月12日、裁判の始まった日です。

武藤主教自身が、再度話し合おうという意思を出された以上、主教が隠蔽を行ったとは言えない。

しかし、その後、話し合いを実現させなかったのだから、

「武藤主教が告発内容を承認した上で、うやむやにして、原田を不問にした」のは事実です。

加えて、父親を怒鳴り散らし、自分の部下の罪責を追求しなかったのだから、擁護したと表現して間違いはないでしょう。そのことを認めて謝罪して欲しい。

武藤主教の手紙を読めば、原田が事実無根だと思った、などとは言えませんね。

武藤主教が問題にしていたのは、やったか、やっていないのか、ではありません。

酷いレイプだったのか、それとも恋人のように性的関係があったのか、ということです。

問題になっていたのは悪意があったのかどうかという点です。

手紙を読む限り、性的行為があったか無かったかという点において、主教の認識ははっきりしていたと言えます。

しかし、あのようなことは、子供がたとえ「いいよ」と言って受け入れたとしても、してはいけないことです。

日本の刑法では、相手の子供が同意したとしても、強姦あるいは強制わいせつとされます。

武藤主教の問題の一つは、子供についての倫理が欠落していることです。

武藤主教の報告では、最初の退職時点で、原田の復職の話を書いています。

武藤主教はこの時点で、原田の罪状を100パーセント受け止めています。（これは経過報告でも認めている）

ところが、子供にあのようなことをした人を、将来復職させても良いと考えているのです。

これにより、武藤主教には子供に対する倫理の欠落があるとわかります。

だから、毅然とした態度を取らず、原田を追求せずに許したのです。

そこで、代理人としては、以下のことを認めるように要求します。

「武藤主教は、原田司祭の罪状を十分に認識していたが、加害者を不問にして擁護した。」

これは武藤主教に認めてもらいたいのですが、本人がどうしても嫌だというのであれば、主教を管区審判廷に持っていきます。(宣教150周年記念行事にしましょう。)

武藤主教は原田の謝罪手紙を良く読んでいなかったとか、「性器に触った」話を聞いていないとか、真相が分からなかったとかいう弁明をされていました。

しかし、添付した手紙は、主教が事実関係を十分に認識していたという証拠になると思います。

以上のこと、武藤主教本人が認めない場合でも、京都教区として認めてもらいたいのので、教区としての対応をご検討の上、早急にご返事ください。これ以上長引かせたくありません。

加えて、5月2日の状況についても、この手紙が裏付けとなりますので、前回送付した私の説明と良く照らし合わせていただきたいと思います。5月2日の状況に関しても、京都教区として認定して頂ければと思います。

*この手紙が書かれた状況の説明

5月2日以降、父親が抗議の電話などをしたところ、武藤主教がどなり散らした。

京都教区が原田を擁護していることがはっきりしたので、父親は裁判を決意した。裁判の準備のため、教会の間取りを調べるなどしていたら、裁判の話が松本司祭の知るところとなった。松本司祭は武藤主教を諫めて、「このまま、うやむやにはしてはいけない、裁判はいけない、絶対に負けるから」と言った。(松本司祭の話)

そこで、武藤主教は再度の話し合いを考えようです。

古賀司祭に関する要求

- 1、 原田の謝罪手紙を初めて読んだ時に考えたこと、感じたことを書く。
原田の謝罪手紙の2通目を添付します。こちらの手紙について書いてください。
- 2、 石神医師には真相を確かめに行ったのではなく、原田の求めに応じて、被害届を妄想の産物と決め付けるために行った、と認めること。
理由は前回書きましたが以下にも記します。「聖光教会のみな様へ」と石神先生の手紙を添付します。

以下、事実関係を整理して責任を問います。

- 1) 原田は常置委員会にて、被害届が妄想の産物ではないかと表明した。
常置委員会で聞いたと尾松氏の証言。「聖光教会のみな様へ」の4月17日の部分も参照。
- 2) 古賀は真実を追求するためでなく、精神科医の発言を利用するために石神先生の所へ行った。
実際に、武藤主教にうその報告をしたのだから、以上のことは行動から評価できる。
さらに古賀は、調査において公平を図ったような経過説明を書いたが、それも石神医師が否定した。
具体的には、事前の電話相談が無かったこと、原田の嘘判定について事前の打ち合わせが無かったこと。
真実追究を否定し、加害者のためにウソをついたとなると、原田のでっちあげに意図的に協力したことになる。妄想のせいだ、という原田の主張に意図的に協力した。ウソをついて協力した。
- 3) 隠蔽とは、自分がよく知っていることを隠すことなのか？ 必ずしもそうではない。
「事実がどうであろうと」外部に対して都合の悪いことを誤魔化するのが隠ぺいである。
食品の腐敗の程度は正確には分からないが、賞味期限のラベルを貼り替えたら偽装行為になる。
「意図的な隠ぺい」とは、よく知っている事実関係を隠すことではない。
告発されたことについて、意図して誤魔化すことである。

つまり古賀は、「意図的な」「隠蔽工作」をした。教区会における高地主教の表現は認められません。

京都教区は、「古賀が」隠蔽工作をしたと認めてください。2月までに回答をください。

以上